

航空交通の安全を確保するための国土交通省航空局と防衛省防衛政策局の間における実務者レベル安全推進協議会（略称「安全協議会」）の設置に関する覚書

1. 安全協議会の目的

民間航空機と自衛隊航空機間の安全確保のため、「航空交通の安全を確保するための運輸省の航空行政と自衛隊の業務との間の調整に関する覚書」（昭和47年3月3日付）第7条の主旨に則り、両省間において安全を推進するための取組について、情報共有を図ることにより、航空交通の更なる安全性の向上を図ることを目的とする。

2. 安全協議会の構成

本安全協議会は以下のメンバーで構成する。なお、議長は必要に応じ関係者を安全協議会に参加させることができるものとする。

【議長】

- ・国土交通省大臣官房参事官（航空安全）
- ・防衛省防衛政策局訓練課長

【国土交通省】

- ・航空局安全部安全企画課 課長補佐
- ・航空局安全部航空事業安全室 課長補佐
- ・航空局安全部航空交通管制安全室 交通管制安全監督官
- ・航空局安全部航空交通管制安全室 安全管理推進官

【防衛省】

- ・防衛政策局訓練課 防衛部員
- ・人事教育局人材育成課 人材育成班長
- ・統合幕僚監部首席参事官付 国内運用班長
- ・防衛装備庁プロジェクト管理部事業監理官（航空機担当）付 事業監理官補佐

3. 安全協議会における協議事項等

- (1) 民間航空機及び自衛隊航空機の安全運航を推進するための取組の実施状況に関すること。
- (2) 安全運航に支障を及ぼす事態が発生した場合における事実確認、再発防止策及びフォローアップに係ること。
- (3) その他、両議長が航空の安全のために協議が必要であると合意した事項。

4. 安全協議会の開催

本安全協議会は、年1回定期的に開催するものとし、上記3.（3）により必要に応じて臨時に開催できるものとする。



5. 安全協議会の事務局

安全協議会の事務局を国土交通省航空局安全部航空交通管制安全室に置く。

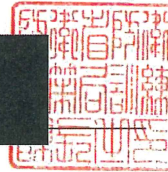
6. 本覚書の改正及び廃止については、国土交通省大臣官房参事官（航空安全）及び防衛省防衛政策局訓練課長が協議し、決定することとする。

上記について、国土交通省大臣官房参事官（航空安全）及び防衛省防衛政策局訓練課長間において協定する。

平成30年 9 月 11 日

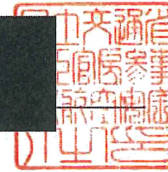
防衛省防衛政策局訓練課長

— [Redacted Signature]



国土交通省大臣官房参事官（航空安全）

— [Redacted Signature]



附 則

本覚書は、平成30年 9 月 11 日から適用する。